

水資源の保全に係る制度創設

答申（案）

平成 24 年 12 月

長野県環境審議会 水資源の保全に係る制度創設専門委員会

目 次

I 水資源を保全するための新たな条例の制定について

○長野県水資源保全条例（仮称）案要綱

- 1 目的
- 2 基本原則
- 3 県の責務
- 4 土地所有者等の責務
- 5 事業者の責務
- 6 県民の責務
- 7 市町村との連携等
- 8 基本指針
- 9 水資源保全地域の指定
- 10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出
- 11 届出情報の公開
- 12 助言
- 13 報告、立入調査等
- 14 勧告
- 15 公表
- 16 契約の締結をする予定のない場合の届出等
- 17 土地の所有等の状況に係る情報提供の求め
- 18 補則
- 附則
 - (1) 施行期日
 - (2) 検討

○「水資源保全地域」における土地取引等の事前届出制のイメージ図

II 附帯意見について

I 水資源を保全するための新たな条例の制定について

水資源の保全に係る制度創設については、次の条例を制定することが適當と認められます。

○長野県水資源保全条例（仮称）案要綱

1 目的

この条例は、水資源の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とすることとします。

2 基本原則

水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならないこととします。

3 県の責務

県は、2の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとすることとします。

4 土地所有者等の責務

土地所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を及ぼすおそれのあるある行為をしないように努めなければならないこととします。

5 事業者の責務

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分な配慮をしなければならないこととします。

6 県民の責務

県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるよう努めなければならないこととします。

7 市町村との連携等

県は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し、水資源保

全地域内の土地の利用方法その他の事項に関し必要な協力を求めるものとすることとします。

8 基本指針

- (1) 知事は、水源地域（水源及びその周辺の区域をいう。以下同じ。）における水資源の保全に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとすることとします。
- (2) 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとすることとします。
 - ア 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項
 - イ 水資源保全地域の指定に関する事項
 - ウ 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
 - エ その他水資源の保全に関し必要な事項
- (3) 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民及び利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聽かなければならぬこととします。
- (4) 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならないこととします。
- (5) (3)及び(4)は、基本指針の変更について準用することとします。

9 水資源保全地域の指定

- (1) 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができます。
- (2) (1)のほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることとします。
 - ア 市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合
 - イ その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合
- (3) 知事は、(1)及び(2)の指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聽かなければならぬこととします。
- (4) 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して 14 日間縦覧に供しなければならぬこととします。
- (5) (4)の公告があったときは、指定をしようとする区域の土地所有者等その他の利害関係人は、(4)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することとします。
- (6) 知事は、指定をするときは、その旨及び水資源保全地域の区域を告示しなければならぬこととします。
- (7) 指定は、(6)の告示によってその効力を生ずることとします。

(8) (1)から(7)までは、指定の解除及び水資源保全地域の区域の変更について準用することとします。

10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出

(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「契約」という。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。

ア 契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 契約を締結しようとする年月日

ウ 契約に係る土地の所在及び面積

エ 契約に係る土地に関する権利の種別及び内容

オ 契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

カ その他規則で定める事項

(2) (1)の届出は、当該届出に係る契約の相手方も行うこととします。この場合において、当該届出に係る土地に関する権利を有している者は、(1)の届出を行ったものとみなすこととします。

(3) 知事は、(1)の届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して意見を求めなければならぬこととします。

(4) (1)の届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に(1)のアからカまでに掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

(5) 知事は、(4)の届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が(1)のオに掲げる事項である場合には、併せて関係市町村長の意見を求めなければならぬこととします。

(6) 指定（その区域の変更を含む。以下同じ。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該変更にあっては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結しようとする場合における(1)の適用については、(1)中「当該契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「(6)の指定後速やかに」とすることとします。

(7) 当事者的一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、(1)は、適用しないこととします【下限面積は設けません。】。

11 届出情報の公開

知事は、10の(1)又は(4)の届出（中止の届出を除く。以下同じ。）があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該届出の概要【水資源保全地域の名称、契約を締結しようとする年月日、契約に係る土地の面積、土地の利用目的の概要】をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該届出に係る事項を公衆の縦覧に供しなければならないこととします。この場合において、当該届出に記載された個人情報については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定に従い取り扱うものとすることとします。

12 助言

- (1) 知事は、(10)の(1)又は(4)の届出があった場合その他の場合において、水資源保全地域内の土地における水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者又は当該届出に係る契約の相手方その他水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言をすることとします。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聞くものとすることとします。
- (2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとすることとします。

13 報告、立入調査等

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、12の者に対し、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることがあります。
- (2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をせずに契約をし又はしようとする者に対し、10の(1)のアから力までに掲げる事項、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができます。
- (3) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、その利用状況について調査させ、若しくは関係人に質問させ、又はその利用が水資源の保全に及ぼす影響について調査させることができます。
- (4) (3)による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないこととします。

14 勧告

知事は、次に掲げる者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

ア 13の(1)又は(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

イ 13 の(3)の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

15 公表

知事は、14 の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができます。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えないこととします。

16 契約の締結をする予定がない場合の届出等

(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利を有している者は、契約を締結する予定がない場合であっても、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出ることができます。

ア 当該届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 当該届出に係る土地の所在及び面積

ウ 当該届出に係る土地に関する権利の種別及び内容

エ その他規則で定める事項

(2) 知事は、(1)の届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付しなければならないこととします。

(3) (1)の送付を受けた市町村長は、必要があると認めるときは、知事に意見を申し出ることができます。

17 土地の所有等の状況に関する情報提供の求め

知事は、水資源保全地域内の土地について水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他関係行政機関の長に対し、当該土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができます。

18 補則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとします。

附 則

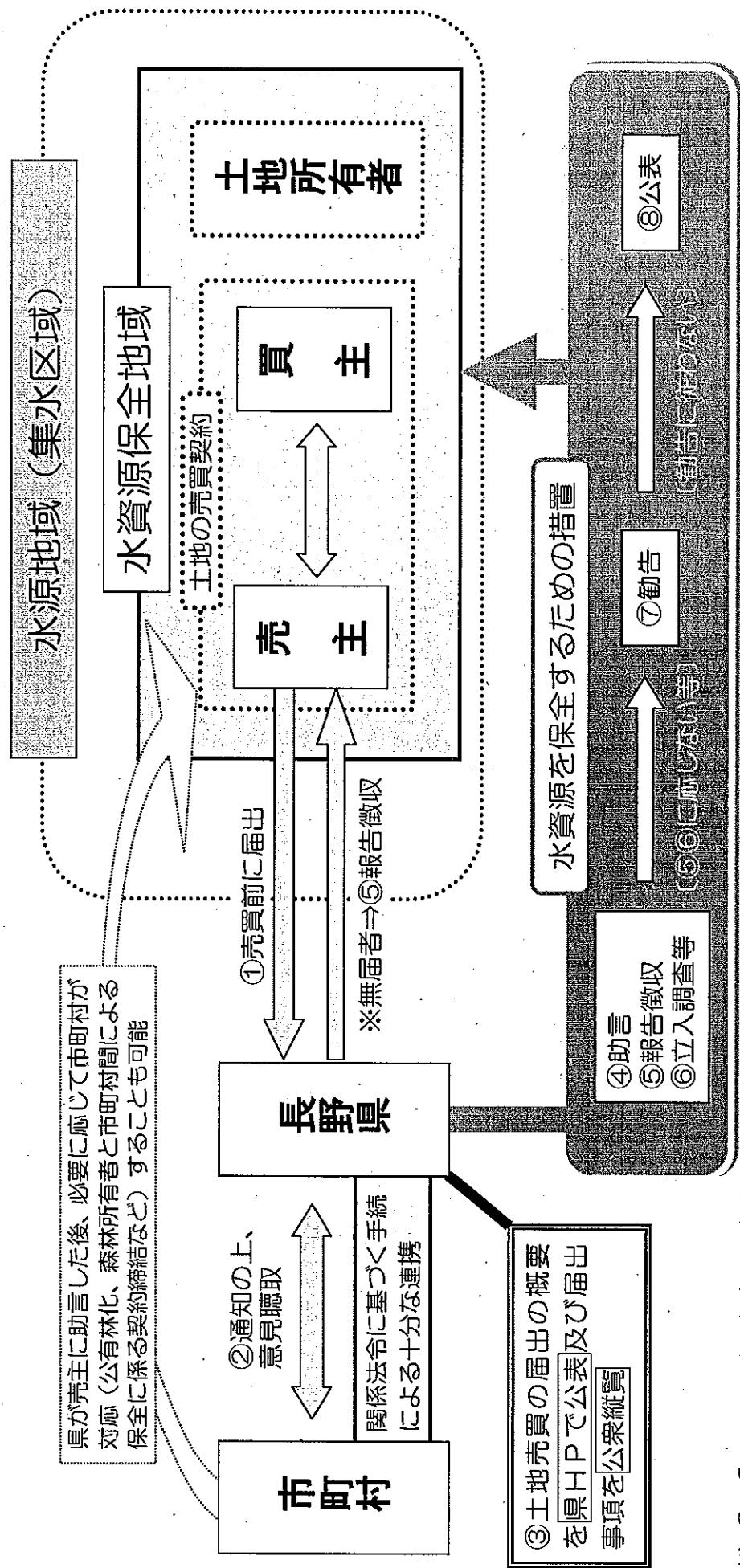
(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとします。

(2) 検討

この条例については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとすることとします。

「水源保全地」における土地の取引等の事前届出制のイメージ図



(参考) ①～③については、必ず行います。
④～⑧については、必要に応じて行います。

II 附帯意見について

水資源の保全については、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、次の事項について意見を附します。

1 条例の施行に当たり、次の事項に留意すること。

- (1) この条例の施行後適当な時期において、実効性の担保の状況を勘案し、必要があると認めるときは、罰則の規定について検討を行うこと。
- (2) 基本指針については、土地所有者等及び市町村において水資源の保全のためのよりどころとなることから、広く意見を聴いて実情に即したものとなるよう検討すること。

2 条例の施行に併せ、次の事項についても積極的な取組を行うこと。

- (1) 水資源の保全は、地域が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、水資源保全活動に取り組んでいる地域の団体に対し、県が支援を行うこと。
- (2) 水資源の保全について市町村が果たす役割の重要性に鑑み、県においては、県内の地下水の賦存量の状況を把握し、市町村と情報を共有するとともに、市町村に対し、取水に係る条例（例）を示すなどの支援を行うこと。
- (3) 地下水の観測は、非常に重要であり水資源の保全対策の基本となることから、継続して実施すること。
- (4) 水資源を保全するためには、地下水の涵養対策も非常に重要なことであることから、どのように実行するか全国的な事例を踏まえて、実効性のある対策を検討すること。